

- 市の将来都市像**
- ◆市民協働のまち
 - ◆環境先進都市
 - ◆子育て・保健福祉のまち
 - ◆商業・文化芸術都市

発行・町田市 編集・政策経営部広報広聴課広報係
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
町田市コールセンター ☎042・724・5656
☎042・724・5600
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



今号の紙面から

2面

2011年度施政方針
「町田の未来を築く」

5面

まちだ市民大学HATS
受講生を募集します

6面

博物館の催し
美は掌中に在り～中国の
小さなやきもの



このマルチコピー機から証明書が出力されます

コンビニエンスストアでの (セブン-イレブン)

証明書自動交付サービスが始まります



住民基本台帳カードを使って操作します

3月14日から、コンビニエンスストア(セブン-イレブン)で住民票の写しと印鑑登録証明書が取れるようになります。

なお、このサービスを利用するためには、住民基本台帳カード(住基カード)を取得し、利用登録をする必要があります。サービス利用を希望する方は市民課または各市民センターで手続きをして下さい。

※15才未満の方、成年被後見人の方は利用登録ができません。

※住基カードは、今年の12月28日まで、無料で交付しています。

○取扱店舗 全国のセブン-イレブン(一部店舗を除く)

○利用時間 年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前6時30分～午後11時

○取得できる証明書 住民票の写し・印鑑登録証明書

○料金 各一通300円

○利用方法 本人がコンビニエンスストアに住基カード(事前に利用登録が必要)を持参し、利用登録申請時に設定していただいた暗証番号を入力していただきます。

このサービス開始に伴って、町田・南町田の各駅前連絡所の平日開所時間に変更になりますのでご注意ください。

○平日開所時間 午前8時30分～午後7時

○変更日 南町田駅前連絡所(南町田リエンズ)は4月1日から、町田駅前連絡所は7月1日から

町市民課 ☎724・2123
FAX 724・1180

駅前連絡所の 平日開所時間が 変わります

入力していただくと、証明書が取得できます。

町田ダリア園に隣接

障がい者 通所施設 かがやきが開所

主に知的障がいのある方のための通所施設「かがやき」が山崎町の町田ダリア園に隣接して新築され、4月1日に開所します。この施設は、国、東京都、町田市の補助を受けて(福)まちだ育成会が建設

4月からは、「かがやき」の利用者の皆さんが、町田ダリア園での管理作業や、四季折々の草花の栽培や花壇への植え付け、室内での軽作業などをを行います。

施設概要

- 所在地 山崎町1214番地1
- 敷地面積 2186.03㎡
- 延床面積 1181.26㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建

障がい福祉課 ☎724・2147
FAX 724・1191



完成した「かがやき」

仕事と家庭の両立推進企業賞

2企業を表彰

市では仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の効果的な推進を目的として、従業員の仕事と家庭の両立を支援し、男女共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業を表彰しています。

2月1日に、第3回「仕事と家庭の両立推進企業賞」表彰式を行い、下表の市内2企業が受賞しました。

各企業の取り組みについては町田市ホームページでご覧いただけます。また、企業紹介リーフレットなどでもご紹介していきます。

男女平等推進センター ☎723・2308 FAX 723・2946



あいさつするケイ・システム(株)・横小路(よここうじ)代表取締役社長(左)と(株)サクシード・関代表取締役

受賞企業	主な取り組みの内容
ケイ・システム(株) (小山ヶ丘)	○マタニティ特別休暇・時短制度、出産準備休暇、男性育児休暇取得促進などの制度を整備 ○セクハラ防止宣言を行い、セクハラ相談窓口を設置 他
(株)サクシード (原町田)	○3歳に満たない子を養育する従業員に対する短時間勤務制度を整備 ○年齢、性別、業務内容を問わずフレックスタイムを実施 他

4月1日から 資源物の 持ち去りを禁止

問 清掃事務所
☎ 797-7111 FAX 797-5325

ごみ集積所に出された資源物(古紙、古着及び古布、ビン・カン、ペットボトル)が、市の収集する前に持ち去られる事例があります。集められた資源物は売却されて再利用されることから、こうした事態を放置することはできません。

市では現行の条例を一部改正し、4月1日からごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止し、命令違反者に対し、20万円以下の罰金を科す規定を設けました。

持ち去り行為を発見した場合、日時・場所・資源物の種類、車両番号、持ち去った者の特徴等を清掃事務所までお知らせ下さい。

米海軍厚木航空施設と 災害時における相互支 援に関する覚書を締結

2月24日、市は災害時の被災者支援体制をより充実させるため、米海軍厚木航空施設(厚木基地)と災害時の救援や事前対策について支援・協力し合うことを定めた覚書を締結しました。

この覚書の締結により、大地震や大規模な事故の発生時等に、食料、医薬品等の物資の提供をはじめ、医療処置、医務及び技術関係等の人的支援についても協力・連携する体制が構築されます。



問 防災安全課 ☎724・2107 FAX 725・3280

覚書を交わす厚木航空施設の Erickson・ガードナー司令官と石阪市長